

健全化判断比率を表す 4 つの指標

①実質赤字比率…一般会計の収支状況を表します。



平成24年度決算	平成23年度決算	早期健全化基準
—	—	15.00%

算出方法 $\frac{\text{一般会計の赤字額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

一般会計の収支状況を表し、数値が高いほど悪化していることを意味します。平成 24 年度決算では赤字は発生していません。

※「—」は、当該比率がない（赤字額がない）ことを示しています。

②連結実質赤字比率…洞爺湖町全体の収支状況を表します。



平成24年度決算	平成23年度決算	早期健全化基準
—	—	20.00%

算出方法 $\frac{\text{一般会計及び特別会計の赤字額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

洞爺湖町全体の収支状況を表す指標です。実質赤字比率同様、平成 24 年度決算では赤字は発生していません。

※「—」は、当該比率がない（赤字額がない）ことを示しています。

③実質公債費比率…町の借入金返済の状況を表します。



平成24年度決算	平成23年度決算	早期健全化基準
18.7%	22.0%	25.00%

算出方法 $\frac{\text{借入金の定期償還にあたる金額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

借入金の返済額が年間収入に占める割合を表します。この数値が 25% を超えると財政健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、国への提出が義務付けられます。町では平成 21 年度に財政健全化団体の指定を受けましたが、平成 23 年度決算において国の基準である 25% を下回り、財政健全化団体からは、脱却しています。

④将来負担比率…将来に渡っての負担を表します。



平成24年度決算	平成23年度決算	早期健全化基準
114.7%	145.2%	350.00%

算出方法 $\frac{\text{町債残高(町の借金額)、職員の退職金などの将来負担見込額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

一般会計が将来負担すべき実質的な負債額（町債残高のほか、退職手当支給予定額などを表したものです。これにより標準的な年間収入の何年分に相当するかが分かります。

■資金不足比率について

水道事業などの公営事業会計の全会計の赤字・資金不足を表す比率です。

会 計 名	比 率	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	20.0%
簡易水道事業特別会計	—	20.0%

※「—」は、当該比率がない（赤字額がない）ことを示しています。

平成 24 年度決算

洞 爺 湖 町 の 財 政 の 健 全 化 判 断 比 率 等 を お 知 ら せ し ま す

■問合せ
税務財政課
財務グループ
☎74-3003

「地 方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、健全化判断比率を算定しましたので、お知らせいたします。

平成24年度決算においては、実質公債費比率、将来負担比率とも前年度より改善し、それ以外の比率についてもおおむね健全であるという結果となりました。

健全化判断比率にはそれぞれ早期健全化基準があり、これをひとつでも満たしていないと、起債の許可が制限されるなどの制約を受け、財政健全化団体などの指定を受けます。

なお、健全化判断比率については、監査委員の審査が義務付けられています。

監査委員からの意見書 健全化判断比率及び資金不足比率の審査を終えた監査委員から9月2日に意見書が町長に渡されました。意見書の内容については、以下のとおりです。

「実質公債費比率については、昨年度（平成 23 年度）決算をもって基準を下回り、早期健全化団体からの脱却を果たすことができ、平成 24 年度決算においても引き続き基準を下回っている。しかし、起債借入については、許可団体から協議団体への移行基準である 18%未満となる必要があることから、公債費負担適正化計画を確実に遂行し、引き続き財政の健全化に向け努力されたい。」

※町では、以上の監査委員の指摘を踏まえ、起債の許可団体から協議団体への移行基準である 18%未満となるよう、実質公債費比率のさらなる早期低減化に向けた財政運営を図ってまいります。